

平成27年第6回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成27年9月29日(火)		
招集場所	天塩町役場 3階委員会室		
開閉日時 及び宣告	開 会	平成27年9月29日(火) 午前10時00分	
	議 長	会長 宍戸 栄一	
	閉 会	平成27年9月29日(火) 午前10時20分	
	議 長	会長 宍戸 栄一	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 10名 欠席 1名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	満 保 豊	○
	2	谷 村 敏彦	○
	3	奥 山 稔	○
	4	佐 藤 博幸	●
	5	山 本 俊栄	○
	6	吉 田 謙司	○
	7	湯 澤 敏孝	○
	8	鎌 田 英樹	○
	9	安 川 和範	○
	10	黒 川 益毅	○
	11	宍 戸 栄一	○
議事録署名委員	議席番号	5番 山本俊栄 6番 吉田謙司	
職務のため議場に出席 した者の職氏名	事務局長	鎌 田 剛	
	事務局次長	橋 田 仁司	
	総務係長	井 上 剛	

平成27年度第6回天塩町農業委員会総会

議 長

ただ今の出席委員は8名であります。
定数に達しておりますので、ただいまから平成27年度第6回天塩町農業委員会総会を開催します。

議 長

これから本日の会議を開きます。
はじめに、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、議長において、
5番 山本俊栄君、6番 吉田謙司君を指名します。
次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間とした
と思います。これにご異議ありませんか。

全 員
議 長

異議なし。
異議なしと認めます。
従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議 長

それでは議事に入りたいと思います。
議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局より内容の説明を求めます。

事務局

それでは、ただいま議題となりました議案第1号「農地法第5条による許可申請について」ご説明申し上げます。

別記第2号様式 意見書の書式に基づいてご説明申し上げます。2ページをご覧ください。

貸主は 氏、借主については、 となっております。
土地については、字サラキシ 番 外1筆となっております、転用面積は、
8,909.78 m²となっております。転用目的は砂採取で、工期は平成27年10月25日より平成28年10月24日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります、3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

3ページから21ページには申請書及び、図面等を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

(満保委員入室)

議 長

ただいま、事務局より説明のありました農地法第5条による許可申請について質疑を行います。

全 員

質問なし。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画書の決定について」を議題とします。

議 長

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

それでは、ただいま議題となりました議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」につきまして内容をご説明申し上げます。

使用貸借権の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。23ページをご覧ください。

整理番号9-1についてであります、氏から氏に使用貸借権の設定をするものです。

本件につきましては、先月の農業委員会の総会時に所有権移転の案件がございましたが、その他に3筆ほど一つの地番に畑と保安林が混在したものがございました。基盤強化法での所有権移転は保安林の部分を分筆しなければ、できないことが判明しましたので、このたび、当該地につきましては、使用貸借で行うこととなったものです。条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

位置につきましては、24ページから25ページをご覧ください。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました整理番号9-1について質疑を行います。

谷村委員

保安林の部分について、分筆しなくてもできるということか。

事務局

現況で分割しています。当該地は土砂が崩れて北海道の事業で保安林にしたと思われませんが、その土地について北海道が分筆することはありません。あくまでも、土地の所有者に分筆を依頼しますが、費用がかかるので、農業委員会と町の固定資産部門では告示になった面積で現況分割を行う。基本的には、農地を使う部分には分筆しなくても、影響はないが、所有権を移転するとなると、一つの地番に2つの地目があることになるので、これは本来ありえない。そのときは分筆しなければならない。今回の案件は、分筆をしていなく、所有権移転

事務局

ができない。そういうことで、先月の案件で金額等は決まっていたので、その分を　さんから　さんへ10年間の使用貸借で貸して、その間に、分筆するなり整理をするということです。

谷村委員
事務局

保安林の解除というのはいできないのか。

保安林の解除につきましては、災害が起こらなくなったと認められる場合に解除ということで、当該地は保安林に指定されてから10年も経っておらず、当分の間解除される見通しは立たないと思います。

谷村委員
事務局

難しくなってしまうので、簡単にできるようにしてほしい。

一番いいのは分筆して、農地については農用地利用集積計画で、保安林については、売買で行ってもらうのが、スムーズだとは思いますが。

谷村委員
事務局

地番のうち一部という表現になっているのか。.

そうです。

議　長

他にありませんか。

全　員

ありません。

議　長

質問なしと認めます。

議　長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全　員

異議なし。

議　長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議　長

次に、議案第3号「農地・非農地の判定について」を議題とします。

議　長

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

それでは、ただいま議題となりました議案第3号「農地・非農地の判定について」につきまして内容をご説明申し上げます。

はじめに、農地・非農地の判定についてであります。参考資料1の「農地法の運用について」ということで農林水産省経営局長及び農林水産省農村振興局長より示されており、また判断基準についても、参考資料2の「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準について」が農林水産省経営局長より示されております。

これによりますと、ア) その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、イ) ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合とされております。いずれも違反転用が認められない場合に限られております。

(奥山委員入室)

また、現況確認については、ア) の場合においては1名以上、イ) の場合においては3名以上の農業委員が必要とされております。

それでは、27ページ様式第1号農地・非農地の判断対象リストをご覧ください。

事務局

今月 7 日から 9 日まで、農地パトロールを実施いたしまして、事前に依頼のあったもの、農地パトロールにて発見したものとございます。

1 件目の 氏の土地 3 筆につきましては、事前にお話のあったものであります。農地パトロールの際に、農業委員 3 名と事務局にて確認したところ、判断基準のア) の森林の様相を呈しておりました。

2 件目の 氏の土地 1 筆につきましても、事前にお話のあったものであります。農地パトロールの際に、農業委員 2 名と事務局、後日、会長と事務局にて確認したところ、周りが川に囲まれており、判断基準のイ) その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当すると思われました。

3 件目の 氏の土地 14 筆については、農地パトロールにて発見したものであります。農地パトロールの際に農業委員 1 名と事務局にて確認したところ判断基準のア) の森林の様相を呈しておりました。

以上、事務局からの説明になりますが、農地・非農地の判定につきましてよろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました 3 件について質疑を行います。

吉田委員

こういった土地はかつて農地として使用していて使えなくなった土地ということか。それとも、もともと農地として使っていないけれども、このような条件をつけてきたということなのか。

事務局

基本的には、過去に農地かどうかと言うのは問わず、現況で判断することになりますが、過去に草地更新などをしているのであれば、7 年程度は農地・非農地判断はしないとされています。

今回の土地については、1,3 件目は、年数が経っていつからか木などが生えてきたり、2 件目に関しては土地が川に囲まれており、町営牧場の近くの土地なのですが、川を挟んだ周りは さんの所有地ですが、そこに川があることによって、 さんも買って使うとはならない、その土地は農地として使われていない荒廃農地になっている。例えば、お金をかけて草地を更新したとしても、継続して使われず、また荒れてしまうだろうと判断をするときに、非農地として別のものにして、農地から外すということです。

議 長

他にありませんか。

全 員

ありません。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本件は非農地と判定することに、ご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は非農地と判定されました。

議 長
議 長

次に、議案第 4 号「現況証明願について」を議題とします。
事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 4 号「現況証明願」ご説明申しあげます。
32 ページから 33 ページの現況証明願書をご覧ください。

氏より、先ほど非農地判定を行った土地に対して現況証明願の提出がありました。

現況確認は、先ほどの案件と重複しますので省略いたしますが、判定ですが、山林と判定いたしました。

34 ページには航空写真を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長
全 員
議 長
議長

ただいま、事務局より説明のありました件について質疑を行います。

質問なし。

質問なしと認めます。

お諮りいたします。本案は現況証明願のとおり証明することに、ご異議ありませんか。

全 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本案は現況証明願のとおり証明することとします。

議 長

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。

議 長

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全 員
議 長
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。

以上をもちまして、平成 27 年度第 6 回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

平成 27 年 9 月 29 日

署名委員

(5 番) 山本 俊栄 ㊟

(6 番) 吉田 謙司 ㊟